

「川尻地区生活バス」への車両導入に伴う移動円滑化基準適用除外認定申請について

「川尻地区生活バス」に使用する車両において、次の車両を導入する予定であることから、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」第43条の規定に基づき、基準適用除外の認定を受けることについて、呉市地域公共交通協議会の合意を求めます。

1 新たに配置する車名等

路線	車名・車種・全長/全幅/全高・型式・車台番号		備考
川尻地区生活バス	車名	トヨタ	現在は、小型車両（10人乗り）を常用、中型車両（34人乗り）を予備車両として運行。
	車種	ハイエース（乗車定員 13人）	
	全長/全幅/全高	5,380mm×1,880mm×2,280mm	
	型式	3BF-TRH223B	
	車台番号	TRH223-6210119	

2 移動円滑化基準適用除外認定を必要とする理由

上記路線について、令和3年10月以降、ハイエース（10人乗り）を常用車両、中型車両（34人乗り）を予備車両として運行している。この度、中型車両の代替車両として、小型車両（ハイエース13人乗り）を新たに配置する予定である。

当該車両は、移動円滑化基準に適合するための改造等が物理的に困難であることから、「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領」第3項第4号の「車両総重量5t以下であって乗車定員が23人以下の自動車」として移動円滑化基準適用除外の認定を申請するものである。

3 適用除外認定を求める事項

移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令

・第37条第2項第2号

乗降口のうち一以上は、スロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備（国土交通大臣の定める基準に適合しているものに限る。）が備えられていること。

・第39条

乗合バス車両には、基準に適合する車椅子スペースを一以上設けなければならない。

・第40条第1項

第37条第2項の基準に適合する乗降口と車椅子スペースとの間の通路の幅は、八十センチメートル以上でなければならない。

・第40条第2項

通路には、国土交通大臣が定める間隔で手すりを設けなければならない。

・第41条

乗合バス車両内には、次に停車する停留所の名称その他の当該乗合バス車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。

乗合バス車両には、車外用放送設備を設けなければならない。

乗合バス車両の前面、左側面及び後面に、乗合バス車両の行き先を見やすいように表示しなければならない。

(案)

4 車椅子等を利用されるバス利用者への対応

車椅子等を利用し又は自力での乗り降りが困難な利用者に対しては、運転手が可能な限り乗降を補助することで対応します。

なお、乗車が困難な場合は、他事業者が運行する介護タクシーや福祉タクシーの利用をご案内します。

参考（車両の写真）



移動円滑化基準適用除外の該当一覧表

			移動円滑化基準									
			第37条(乗降口)			第38条(床面)		第39条	第40条(通路)		第41条	第42条
			第1項	第2項第1号	第2項第2号	第1項	第2項	車椅子 スペース 固定設備	第1項	第2項	音声等による 運行情報提供 設備	視覚障害者の ための 意思疎通設備
			踏み段の色	幅 (80cm以上)	スロープ板 の設置	高さ (65cm以下)	材質(滑りにく い材質)		幅 (80cm以上)	手すりの間隔		
ハイ エー ス	自 動 車 認 定 要 領 外	第3(4) 車両総重量 5t以下 乗車定員 23人以下	×	◎	◎	◎	×	◎	◎	◎	◎	×
	除外の有無			無	有	無		有	有	有	有	
	備考		基準適合	基準適合 (118cm)	設置不可	基準適合 (62cm)	基準適合	設置不可	基準未滿	設置無	車外用放送 設備無	基準適合

× 基準適用除外を認めない項目

◎ 基準適用除外を認める項目